

会 議 概 要

1. 会 議 令和7年度 第1回 庄内地域福祉有償運送運営協議会
2. 日 時 令和7年6月24日（火）13時30分～15時07分
3. 会 場 鶴岡市中央公民館 大視聴覚室
4. 出 席 者 構成員23名中14名出席（代理出席3名、欠席9名）
利用者代表2名、東北公益文科大学准教授、生活協同組合共立社部長（代理出席）、鶴岡市社会福祉協議会次長、山形県ハイヤー協会鶴岡支部長、山形県ハイヤー協会酒田支部長、山形運輸支局首席運輸企画専門員、鶴岡市福祉課長、酒田市地域福祉課長、三川町健康福祉課長（代理出席）、庄内町保健福祉課長、遊佐町健康福祉課長（代理出席）、山形県庄内総合支庁保健福祉課長
5. 構成員の異動 資料のとおり8名が異動し、事務局より紹介。
6. 会長及び副会長の選出
会長：庄内総合支庁地域保健福祉課長、副会長：鶴岡市福祉課長

7. 協 議

（1）「福祉有償運送の必要性の協議」について

（事務局）

－資料説明－

（構成員 実施団体代表A 代理出席）

資料16ページの、福祉限定事業者の状況について、酒田のタクシー事業者が県内2番目に、日本版ライドシェアの認可を受けたと聞いているが、この資料に登録、実施台数が反映されているのか確認したい。

（構成員 山形運輸支局）

酒田の方では日本版ライドシェアの認可を受けているが、まだ運行には至っていない状況のため、この資料の車両数にはカウントしていない。

資料15ページの3タクシーによる輸送の状況、一般タクシーの事業者数について補足する。令和7年4月1日現在で、合計25の事業者となっているが、合計21の事業者が正しい数字になる。いわゆる営業区域を跨っている事業者も合わせて1事業者とカウントした数字が21になる。よって、令和6年12月1日現在から、一般タクシーの事業者数に変更はない。

庄内地域の各市町の担当課長 「福祉有償運送の必要性」について

（構成員 鶴岡市福祉課長）

鶴岡市では、地域公共交通計画を策定し、デマンド交通等による地域内交通をはじめ、路線網を構築している。

また、公共交通機関での福祉輸送については、重度心身障害者の方、要介護者の方向けのタクシー券を交付しているが、身体状況等により移動することが困難で、公共交通機関を利用することが困難な方の交通手段を確保するためには、引き続き公共交通機関を補完する福祉有償輸送が必要であると考えている。

それから、本市の生活支援コーディネーターから、コメントを預かっているので、あわせて報告させていただく。相談機関の聞き取りでは、利用者傾向として、身体障害者と要介護の2つの要件で重複して登録している方が増加している印象がある。また利用者からは、利用者それぞれの状態に配慮して対応していただいているとの声があったことから、安心して利用でき

る福祉有償輸送は必要であるという意見だったので、併せて報告する。

（構成員 酒田市地域福祉課長）

令和3年2月に、地域公共交通計画を策定し、路線バス及びデマンドタクシーも含めた酒田市全体の方向性を定めている。これを踏まえて、民営バスと市営バスとの競合・重複の再編が行われ、民営バス事業者の路線バス及び市営路線バスの一部路線が令和4年7月31日に廃止、翌年8月1日に市営路線バスのダイヤ改正、デマンドタクシーの運行区域の拡大が行われた。

本市では福祉輸送については、介護認定高齢者、障がい児者に対し、ほっとふくし券を交付し、タクシー運賃に利用でき負担軽減を図っているところである。

福祉有償運送は、移動制約者の個別状況にきめ細やかに対応してニーズにこたえ、公共交通を補完するものとして必要と考えている。

それから、本市の生活支援コーディネーターから、コメントを預かっているので、あわせて紹介させていただく。

酒田市は、さかたぐらしのたすけあいの会の登録者が52名、そのうち8割の方が要介護認定を受けている方、身体・精神・知的障がい者の方が2割と伺っている。

また新規登録の方を中心にケアマネジャーへ利用状況について伺ったところ、利用者の家族構成としては、一人暮らしの方、日中一人暮らしになられる方、または施設入居者が多い。

有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅の入居者については、以前であれば施設職員が付き添いをして移動させていたようだが、今は人手不足のため利用者の通院、買物について、さかたぐらしのたすけあいの会にお世話になることが多くなっていると伺っている。

利用者の配慮すべき点としては、視力が弱かったり、耳が遠かったり、歩行にふらつきがある、理解力の低下等によって診察室の中まで付き添いが必要な方もいると伺っている。

運行側と施設側やケアマネ側との細やかな調整があること、見えないところで細やかな連携がなされている点にも今回改めて気づくことができた。

以上のことから、本人、本人を支える家族、ケアマネジャー、施設職員の支えとなっている福祉有償運送は貴重な社会資源であるという意見を預かってきた。

（構成員 三川町健康福祉課長 代理出席）

三川町では、タクシー券の発行等により移動制約者への支援を行っているが、ニーズの増加、時間帯・行先等の多様化が進んでいる。

公共交通機関だけではニーズに対応できない状況から、補完するものとして福祉有償運送が必要と考える。

（構成員 庄内町保健福祉課長）

庄内町では、高齢化等による免許返納者が多くなってきており、買物等の移動手段の確保が課題である。また、今年はバス路線の廃止もあった。

そういったことから、公共交通機関を補完する、福祉有償運送は引き続き必要なものと考えている。

（構成員 遊佐町健康福祉課長 代理出席）

遊佐町でも高齢化が進んでおり、45%手前まで来ている状況で、免許返納する方が年々増加している。移動の制約を受けないためにも、障がいを持った方、免許返納された方に対してタクシー券を交付しているが、様々な事情があることから、移動制約者のニーズは多様化している。そういったニーズを補完するためにも福祉有償運送は必要だと考えている。

（会長）

庄内地域では、引き続き福祉有償運送は必要であるとして本運営協議会で協議が整ったものとさせていただいてよろしいか。

－異議なし－

福祉有償運送は必要であるとして本運営協議会で協議が整ったこととする。

(2) 定期状況報告について

① 「社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会」

－資料説明－

－質疑なし－

② 「生活協同組合 共立社」

－資料説明－

(構成員 ハイヤー協議会代表B)

資料 P34 の保険料の占める割合が酒田地区 56.8%となっている。共立社は鶴岡市での活動がメインと思っていたが、酒田地区での活動が 6 割と多くなったということか。

(生活協同組合 共立社)

酒田地区の方が新規登録者が多くなっているが、鶴岡地区では登録者の変動は少ない。そのため、保険料の割合がこのようになった。

③ 「医療社団法人 みつわ会」

－資料説明－

－質疑なし－

④ 「庄内たがわ農業協同組合」

－資料説明－

－質疑なし－

⑤ 「社会福祉法人ふじの里」

－資料説明－

－質疑なし－

(3) 更新登録協議

(事務局)

－説明－

「庄内たがわ農業協同組合」

－資料説明－

－質疑なし－

(4) 当協議会の運営に関する検討

(事務局)

－資料説明－

庄内地域福祉有償運送運営協議会の協議体制について、令和 7 年 1 月の会議経過を踏まえ、事務局案として、利用者代表の費用弁償については、移動負担を勘案し近隣の施設での開催を原則としたい。費用弁償については検討を継続する。協議会の議事録公開については、庄内総合支庁、各市町のホームページ掲載については検討を継続することを提案する。

(構成員 実施団体代表A 代理出席)

事務局提案の継続協議について、前回 1 月協議会でも同じく検討を継続するという話だったが、いつまで検討を継続するのか。県のホームページを見ると、最上地域の議事録は以前から掲載されているが、他地域のものは確認できない。前回協議会で、議事録の公開については、過去の協議経過を確認して対応していくということに決まったと思っている。

もう 1 点は、今回も更新登録協議 1 件あったが、前回協議会でも国の制度変更や通知につい

て、運輸局から説明をお願いしたいと話した。

令和5年11月に、更新登録手続の簡素化が定められた。例えば、役員名簿も変更なければ省略可能になる。実施団体は資料作りに大変苦勞している。簡素化できるものは進めていくべきと思う。私は運営協議会の発足時から関わってきたが、実施を取り止めた団体が6団体ある。そういった経過もあるので、実施団体がやりやすい環境整備をお願いしたい。

(会長)

ただいま2つのご意見のうち、1つ目の議事録の公開について、事務局から願います。

(事務局)

県のホームページに掲載することは可能と考えるが、議事録の掲載内容について、会議資料にあるような形で載せていいのか、もう少し簡素化するのか、個人情報等は載せない方がいいのか、協議が整っていない状況と把握している。掲載内容について、もう少し詳細に意見交換いただいて、決まったところで、県のホームページに載せる、市町村のホームページと連携していくことを考えている。

(構成員 利用者代表B)

個人情報の件は何年か前の協議会で協議が整ったものと思っていた。所属を出されると個人が特定されるので、そこだけはAとかBとかにしてほしいと話したので議事録にも残っているはず。ホームページに載せるという話は令和4年か5年かにしていると記憶している。

(会長)

個人が特定されないように個人名や所属名も伏せた方がよろしいようだ。また、議事録の内容について、全文載せるのか簡素化するのか、ご意見をいただきたいと思う。

(構成員 ハイヤー協議会代表B)

令和5年頃の協議会で、個人名は伏せて、全文公開することに決まったと記憶している。

(構成員 実施団体代表A 代理出席)

まだ整理されていないので、今日確認して、次回からで良いかと思う。私は、個人名は伏せて、協議会の協議内容がわかるものなら良いかと思う。

(会長)

確認するが、個人名は伏せて全文公開する、庄内総合支庁と各市町のホームページにそれぞれ掲載するという事でよろしいか。

(構成員 酒田市地域福祉課長)

事務局側の案として、県のホームページに福祉有償運送のページがあるので、そちらに庄内総合支庁から掲載いただいて、それを各市町のホームページにリンクを貼る形が一番やりやすいと聞いている。

(会長)

庄内総合支庁と各市町のホームページに同じ議事録が掲載できるので、そのやり方で良いかと思う。

事務局から、議事録と、公開用に名前を非表示にしたものを作成いただき、皆様から期限内に確認いただいた上で、庄内総合支庁のホームページに掲載することでよろしいか。ご異議ないようなのでそのように進めさせていただく。

(会長)

続いて、2点目の更新登録の簡素化について、山形運輸支局から願います。

（構成員 山形運輸支局）

添付書類の簡素化については特段影響がない場合は省略可能と令和5年11月に変更されている。今年1月の運営協議会以降は特に大きな変更はないが、令和4年や5年に変更になった部分がある。ご担当の方が変わった実施団体もあるので、変更点を整理した上で、運営協議会の皆様や実施団体の皆様へ周知していきたいと思う。また、今後変更あったらその都度お知らせしていきたいと思う。

（構成員 ハイヤー協議会代表B）

この協議会は利用者代表の方のご意見を直接拝聴できる貴重な場であり、積極的に参加している。この利用者代表の費用弁償について、いつまでも検討するではなく、そろそろ結論を出していただきたいと考えている。

（構成員 酒田市地域福祉課長）

例えば、費用弁償の負担の仕方に課題があるかと思う。この協議会は、事務局を持ち回りつつ2市3町で運営していて確固たる事務局がないところ、協議会の予算がないところが特徴かと思う。例えば、2市3町で負担金を出し合う形なら、決まりやすいかと思っている。そのためには、事務局を1つにして、負担金を出し合う仕組みを作らなければならず、今すぐお答えするのは難しいと思っている。

（構成員 鶴岡市福祉課長）

ただいまの提案内容と同じような考えを持っており、設置要綱の第3条に「協議会は、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町及び山形県が共同で設置し、主宰する」とあるので、協議会を設置している自治体で費用弁償の財源である負担金を出し合うべきと考えている。事務局に関してはこれまでどおり鶴岡市と酒田市の持ち回りで構わないと思う。

それから、利用者代表の方は、設置要綱の第5条（構成員）の「イ 想定される福祉有償運送の旅客」に組み込まれており、他の構成員と同じ立場になっている。例えば、第5条の2で事業者側の代表は必要に応じてオブザーバーとして会議に出席できるという記載があるが、このような形に設置要綱を変更して利用者代表の方もオブザーバー的に会議へ招待する形にすれば、費用弁償や謝礼をお渡しできるように整理がつくのかと思う。

構成員のうちの一部だけに、費用弁償をお支払いするような定義はしにくいため、今まで調整がつかなかったのかと。それを解消するため、設置要綱の構成員のところの整理が必要かと考えているので、提案させていただく。

（会長）

1つ確認したいが、会場使用料はどのように支払っているのか。

（事務局）

会場使用料は、行政で利用する会議のため、今回の中央公民館に関しても全額免除、会場使用料は発生していない。

（会長）

自治体の都合になるが、今まであった予算に上乗せするのではなく、ゼロから予算をつけていくのは難しいと感じる。さらに各自治体で足並みそろえてやっていくのはハードル高いと思う。例えば、利用者代表の方へ、費用弁償の支払いではなく、自治体で送迎するのは可能か。

（構成員 利用者代表B）

送迎はありがたいのだが、保険の関係もあり無理だと思う。交通事故が起きたときの責任の所在もあり、私自身も望んでいない。

その前の費用弁償の話になるが、以前1回、平成28年頃に鶴岡市からタクシー券を頂いたことがある。また、酒田市内の会場で開催したとき、鶴岡市役所に集合して乗り合わせで行ったこともある。

その時々事務局によって対応が変わるので、戸惑っている。最近は酒田市が事務局になっ

でも鶴岡市内の会場や庄内総合支庁で開催してくれるので少し良くなったと思っていたのに、数年前にまた酒田市内の会場で開催となり元に戻ってしまったと感じた。酒田市内での開催となると利用料金がぐんと上がる。福祉有償運送で安くしてもらい感謝しているが、協議会は絶対に鶴岡市内の会場でやるとかもう決めてほしい。費用弁償も全額負担してほしいわけではなく片道だけでもお願いしたい。

(会長)

ただいまご意見あった開催場所については、引き続き、利用者代表の方々の近いところ鶴岡市で開催していただければありがたいと思っているが、皆さんいかがか。

(構成員 鶴岡市福祉課長)

現状では利用者代表の2人は鶴岡市の方々なので、鶴岡市内の会場でよろしいかと思う。しかし、今後、利用者代表の1人が酒田市から選出された場合でも対応できる体制にした方が良くいかと思う。

(構成員 実施団体代表A 代理出席)

利用者代表の方から構成員になってもらい、費用弁償も何もなく会議に参加していただいている。この地域で移動困難者の方が、地域に支えられながら、生き生きと生活できるような条件を作ってもらいたいという願いがあって、利用者代表の方からも構成員になっていただき庄内一体となってやってきたんだと思う。

以前も発言したが、各団体の代表や自治体の構成員については団体として参加しているのでそこに費用弁償というよりも、ボランティアとして構成員を頑張っている方の最低限の費用弁償だけは出してもらいたいという話になったと認識している。

自治体では難しい点もあるかと思うが、鶴岡市課長のお話のとおり、設置要綱に基づいて、構成している自治体で負担するということを確認していただき、次回までに案を出してもらいたい。

(構成員 鶴岡市福祉課長)

庄内総合支庁と2市3町で調整して、次回協議会に提案することideいかがか。

(会長)

鶴岡市福祉課長からご提案あったとおり、自治体間で調整して、次回の協議会にご提案させていただくということで、よろしいか。

ー異議なしー

(5) その他

(構成員 利用者代表B)

前回の協議会後に関係者の方とはお話ししたことだが、議事録にも残した方がいいのかと思い、発言させていただく。

去年か一昨年のことだが、日本海総合病院でお迎えを待っていたときに、高齢女性の方から、私のスマホでデマンドタクシーの予約センターの番号を調べてほしいと頼まれた。その方はガラケーで、予約センターには自宅の固定電話からかけているため携帯には登録していない、チラシを忘れてしまい電話できなくて困ったとのことだった。聞き耳を立てていたわけではないが、その通話内容を要約すると、「予約した時間に間に合わない。キャンセルするしかない。またキャンセル料が取られるのか」というようなことを電話で話していた。電話後も私に話してきたのは、「登録した際、コミセンの方はこんな面倒な仕組みだと説明がなかった。使いやすいくからぜひ使えと言われたから登録したのに、とにかく使いづらい。これからタクシー会社に電話してタクシーをまわしてもらわないといけないしお金も倍かかる」と。その方のことは詳しくわからないが、登録の際の説明不足、または本人はしっかり理解していないのに登録させたのではないかと思った。

せっかく移動手段として良いサービスがあっても、残念なものにならないように、関係各社

でもう一度見直しがあってもよいかと思う。

また、今回の件で私自身も気づかされたが、ネット検索すれば何でも情報がわかる世の中であるが、それはあくまでもその行為を正しく操作し選択実行できる人に限られると。

デマンドタクシーで取り組まれているかわからないが、予約センターの番号をカード型のステッカーにして、スマホケースに貼ったり、お財布に入れたりできたら、高齢の方はもっと使いやすくなるのではと思った。既に実施しているのであれば良いが、酒田市でも鶴岡市でもデマンドタクシーをやっているの、クレームやトラブルにならないよう努めていただければと思う。

(会長)

貴重なご意見をいただいたので、それぞれの部署で対策していただければと思う。

(構成員 実施団体代表A 代理出席)

前回もその他のところで質問した件の意見となるが、実施団体が減少していることと、タクシー会社の運転者不足のことについてお話したい。

福祉有償運送の実施団体は、福祉有償運送の部分だけで見ると、みんな赤字でやっている。今回、生活協同組合共立社はプラスになっているが、認定講習の受講料はここに計上されていない。それらも計上すれば、共立社も赤字になる。赤字になりながらやっている。実施団体が辞めていく現状がある。

ハイヤータクシーの人手不足の中で、運転者を確保できなくて、夜間のストレッチャー車の対応もできなくなっていると医療機関から聞いている。そこを改善するような論議をぜひ、どこかにお願いしたい。具体的には、例えば、ハイヤータクシー会社で運転者が足りないならば、行政がハイヤータクシー会社を支援すると。バス会社だけでなく、ハイヤータクシー会社に対しても支援すると。あるいは、福祉有償運送の実施団体に対して、実情に応じた支援をすることも考えていく必要があると思う。

(構成員 ハイヤー協議会代表A)

夜間のストレッチャー車椅子の対応ができないというのがありますが、ドライバー不足からきている。我々は営利団体なので、赤字出してまではやれない。タクシー会社で福祉関係をやると赤字になる、やめてしまったほうが楽である。でも、やめればお客様にご迷惑がかかる。それで、夜間対応のための、幾らかでも補助金、助成金をいただければという話もしている。一方で、同じ公共交通の路線バスにはそれなりのお金を出している。タクシー会社だけでなく、福祉有償運送の実施団体にも、幾らか補助金を出せるような仕組み、数年かけてもいいと思うので、考えていただければと思う。

(構成員 利用者代表B)

私は半身不随だけど、ホームヘルプサービスの通院介助の予約がなかなか取れない。介護事業所の職員不足は切実だなと感じている

私は車椅子利用で、うちの父も透析患者で車椅子利用者だが、検査が入ったりすると、家族で送迎するように言われる、うちの母も免許返納している。この前、バスの時間も合わず、タクシーは予約いっぱい回せないというので、父と母は病院から自宅まで日陰で休みながら炎天下を歩いて帰ってきた。以前に比べ、本当にタクシーがつかまらないう切実に感じている。

関係各社の皆さんには大変なことかと思うが、私たち移動困難者が移動手段を確保できるよう、切に願います。

(会長)

他に何かご意見等ないか。

ないようであれば事務局の方から願います。

(事務局)

次回の運営協議会は、更新登録予定があることから、令和 7 年 12 月ごろを予定している。

(会長)

以上で協議は終了とする。

－ 閉会 －